



# ゴルフ場利用約款

一般社団法人 周南カントリー倶楽部で利用の皆様は、会員・ゲストを問わず、安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、下記のゴルフ場利用約款を必ずお守り下さる様お願い申し上げます。

— 記 —

- 第1条 (約款の適用)  
当倶楽部を利用される方(会員、ゲストを問わず)は、当倶楽部の細則並びに、本約款に従ってご利用いただけます。
- 第2条 (利用契約の成立)  
当倶楽部を利用しようとする方は、当日フロントにおいて所定の手続きをして頂きます。(会員の方はメンバーズカードの提出、ゲストの方は利用者名簿に署名)それにより当倶楽部は、手続きされた方の施設利用をお受けする事になります。
- 第3条 (料金のお支払い)  
料金は、プレー終了後にフロントにおいて、現金または当倶楽部の認めたクレジットカード、クーポン券にてお支払いいただけます。
- 第4条 (利用の申込み・キャンセル)  
プレーの申込み並びにキャンセルにつきましては、当倶楽部の規定に従っていただきます。  
2.倶楽部競技に関しましては、当倶楽部競技委員会の定めにより受け付けます。
- 第5条 (利用の拒絶)  
当倶楽部は、次の場合には利用をお断りする事があります。  
①ご利用の申込みが第4条によらないとき。  
②満員でスタート時間に余裕がないとき。  
③ゲストについては、会員同伴または会員の紹介等がないとき。  
④天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。  
⑤利用者が、組織暴力団の構成員、および準構成員並びにその関係者と認められたとき。  
⑥利用者が、公の秩序若しくは善良な風俗に反する服装、または行為(暴力行為、または威嚇行為)をなし、またその恐れがあると認められたとき。  
⑦利用者が偽名または他人名義での申し込みをしたとき。  
⑧その他の理由により、当倶楽部を利用される事が好ましくない事由がある時。
- 第6条 (利用継続の拒絶)  
当倶楽部は、次の場合には利用の継続をお断りする事があります。  
①暴力団員若しくはその関係者と認められたとき。また暴力的不法行為等を行う恐れがあると認められたとき。  
②公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為があったとき。  
③当倶楽部に対して好ましくない行為があったとき。  
④天災、その他やむを得ない事情により、継続的に施設の利用ができない状態になったとき。  
⑤本約款並びに当倶楽部の諸規則等に違反したとき。  
⑥その他の理由により、利用の継続が好ましくない事由があるとき。
- 第7条 (休場日、開場時間)  
当倶楽部の各施設の休場日と開場時間は、当倶楽部の定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。
- 第8条 (金銭、その他高価品)  
金銭、その他高価品については、貴重品ロッカーをご利用下さい。なお当倶楽部の明らかな責任による場合を除き、貴重品ロッカーご利用による事故については、当倶楽部は責任を負いません。
- 第9条 (携帯品、自動車)  
携帯品及び駐車場の自動車の盗難(車上盗難も含む)、損傷等については、当倶楽部は責任を負いません。
- 第10条 (宅配便の取扱)  
宅急便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズ等のお取次ぎは致しますが、お取次ぎ中のこれらの物品の盗難、紛失、破損等については、当倶楽部は責任を負いません。
- 第11条 (更衣ロッカー、浴場利用)  
更衣ロッカー及び浴場内は、金銭その他高価品は持ち込まないで下さい。  
2.ロッカー収容品及び浴室携帯品の事故については、当倶楽部は責任を負いません。  
3.泥酔、または身体に入墨されている場合、浴場の利用をお断りします。
- 第12条 (プレーヤーの危険防止責任とエチケットマナーの厳守)  
ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケットマナーを守り、先方組や同伴プレーヤーの位置を確認し、自己責任でプレーしていただきます。
- 第13条 (飛距離の確認)  
先行組に対しては、後続組のプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して打球し、決して先行組に打ち込まないようにして下さい。
- 第14条 (ティーインググラウンドにおける素振り)  
クラブの素振りは、ティーインググラウンドまたは特に指定された場所以外では行わないで下さい。  
2.打者以外のプレーヤーは、みだりにティーインググラウンドには立ち入らないで下さい。
- 第15条 (打者の前方へ出ないこと)  
同伴のプレーヤーは、打者の前方へ絶対に出ないで下さい。
- 第16条 (雷鳴があったとき)  
雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、避雷舎等安全と思われる場所に退避してください。
- 第17条 (火気使用の禁止)  
コース内やクラブハウス内では喫煙以外の火気使用は厳禁します。  
2.喫煙については、所定の場所以外は厳禁とします。
- 第18条 (ゴルフ乗用カートの利用)  
ゴルフ乗用カートの運転者は緊急時を除き当倶楽部従業員に限り、但し、セルフプレー等のカートの貸出しによりプレーヤーが操作する場合は、次の事を順守して下さい。  
①カートの操作は定められた電磁誘導操作によって行い、事故のないよう注意して下さい。  
②プレーの進行時間を遅らせないよう、カートを適時に移動させながらプレーして下さい。  
③カート利用に伴う事故については、カート整備不良等による場合を除き、当倶楽部は責任を負いません。
- 第19条 (違背の場合の責任)  
当倶楽部は、次の場合には損害賠償の責任を負いません。  
①利用者が第12条、第13条、第14条及び第15条に違背して第三者に障害等の事故を発生させた場合。  
②利用者が第12条、第13条、第14条、第15条及び第16条に違背して自ら障害等の被害を受けた場合。
- 第20条 (プレー終了後のクラブ確認)  
利用者がプレーを終了した場合はクラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。  
確認後におけるクラブの不足、瑕疵等については、当倶楽部は責任を負いません。
- 第21条 (施設に損害を与えた場合)  
利用者の故意または過失により、当倶楽部の設備及び従業員に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。
- 第22条 (施設内への持込禁止)  
施設内に下記のものを持ち込む事を禁止いたします。  
①毒物、劇物及びこれに準ずるもの。  
②発火、爆発のおそれがあるもの。  
③鉄砲、刀剣及びこれに準ずるもの。  
④著しく悪臭を放つもの。  
⑤騒音を発するもの。  
⑥動物、鳥類等のペット類。  
⑦その他、当倶楽部が持ち込むことが相応しくないと判断したものを。
- 第23条 (行為の禁止)  
施設内で下記の行為はお断りいたします。  
①賭博、その他風紀を乱す行為。  
②物品販売、宣伝広告等の行為。(特に許可する場合を除く)  
③他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。  
④利用者以外(含ギャラリー)のコース内立ち入り。(特に許可する場合を除く)  
なお、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷害等の被害を受けた場合、当倶楽部は一切損害賠償の責任を負いません。
- 第24条 (遺失物について)  
当倶楽部での落し物・忘れ物に関しては、改正遺失物法に基づき処理させていただきます。  
保管期間と定められている3ヶ月を経過した物については、当倶楽部の判断で処分させていただきます。
- 第25条 (約款の実施)  
この約款は平成28年11月1日から実施します。

以上